

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和2年4月1日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

令和2年3月10日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して、事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされている（少額短期保険業者向けの監督指針V(1)(注2))。

照会者が、照会書に記載された範囲において、顧客に対して鉄骨造の居住用建物を販売する際、地震により当該居住用建物に規模の大きな損害が発生した場合に、建替え又は補修（以下「建替え等」という。）を行うことを約するサービス（以下「本サービス」という。）を提供することは、以下の事情等を総合的に勘案すると、「物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合」に該当するものといえる。

- ① 本サービスは、照会者が顧客に対して居住用建物を販売する際、過去の大地震での被害実績や耐震実験での実証データに基づいて耐震性能を期待・信用させたにもかかわらず、当該居住用建物がその性能を十分に発揮しなかった場合に建替え等を行うものであり、照会者が行った居住用建物の施工と無関係に生じた損害を対象として補償を行うものではないこと。
- ② 本サービスは、対象となる居住用建物に係る請負契約又は売買契約の締結に際して、付帯されるものであること。
- ③ 本サービスの対象は、照会者が自ら販売した居住用建物であり、また、本サービスの責任主体は照会者とされていること。
- ④ その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。なお、本サービスの補償上限額は5,000万円と高額であるものの、(i) 照会者が居住用建物を建築する能力を現に有していることに加え、(ii) 照会書2.(2)の記載によれば、本サービスの対象は一定の構造と耐震性能を有する居住用建物に限定され、また、その適用にあたっては、過去の大地震での被害実績や耐震実験での実証データに基づいた補償条件が設定されることとであり、照会者にとって過重な負担とならないよう本サービスが運営されることを前提とすれば、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情があるとまではいえない。

したがって、照会者が内閣総理大臣の免許を受けずに本件サービスを提供した場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

なお、本サービスの取扱いに際しては、顧客が、本サービスを保険会社等が取り扱う保険商品と誤認することのないように適切な対応が図られることが必要であり、さらに、本サービスを利用することによって地震保険への加入が不要となる、などといった顧客の誤解を招きかねない勧誘・販売がなされないよう留意する必要がある。

以上